

平成24年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成25年5月1日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	土井	昭	一

徳島市監査委員殿

徳島市長 原 秀樹

平成24年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成25年3月28日報告分）に基づく措置状況

水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 収入事務 納入の通知を行っている歳入について、 調定の時期が遅いものがあった。	調定の時期については、徳島市水道事業会計 規程に基づき、適正に処理を行います。